

F.S.A. Styling Map 検定 認定校申請手続きの流れ

認定校とは

F.S.A. Styling Map 検定 認定校とは、スタイリングを教育する場として、一般社団法人日本ファッションスタイリスト協会(以下、「当協会」という)が定めた施設・セミナー・講師・規程等の必須要件を満たし、業種に応じたスタイリングに関する高度な知識と技術を持つ人材を教育する施設である。学校や企業など様々である。当協会では、適正で信頼性のある教育を行う団体を認定することにより、スタイリング文化の普及と定着を目指している。

▼ 新規申請 申請から承認までのフロー

Step 1

申請書類の請求方法

- 当協会の公式Webサイトの問い合わせフォームにて必要事項を記入し請求。

Step 2

申請書類の提出

認定校新規申請者は、以下の該当書類を当協会に提出すること。

- 認定校申請書(当協会指定)
- 担当講師名簿(履歴含む)
- 授業計画・試験実施予定
- 学校案内

Step 3

書類審査→申請正式受理

- 提出書類が認定校規程に適合しているか、当協会が書類審査を行う。書類審査で問題がないと判断されれば申請を正式受理する。
- 書類の不備があった場合は申請者に書類を差し戻すことがある。

Step 4

訪問視察の調査

- 当協会が授業環境、教室、設備等の視察を行う。

Step 5

承認

- 書類審査、訪問視察の調査結果をもとに認定校承認の可否について決定する。

Step 6

認定校料納付

- 申請承認後、認定校料の請求書を送付。所定の金額を納入すること。
- 認定校料:1年間当たり30,000円(消費税別)

Step 7

認定校としての正式登録→認定校証書の発行

- 認定校料の入金確認をもって認定校として正式登録となり、認定校証書を交付する。
- 同時に当協会公式Webサイトにおいて認定校として掲載する。

Step 8

認定講師について

認定校では、F.S.A. Styling Map 検定 認定校規程において定められた認定講師1名以上が登録講師として在籍し、検定及び検定における教育全般を管理しなければいけない。(非常勤講師可)
認定承認段階で認定講師が不在の場合には、以下のいずれかの対応を行うこと。

- 在籍中の講師が認定講師育成セミナーを当協会本部にて受講し、認定講師としての資格を取得すること。〔認定講師育成セミナーについては、<ジュニア>レベルは原則6時間以上、<プレイヤー>レベルは原則3時間以上かつ<ジュニア>レベルの認定講師育成セミナーを終了している者の受講となる。受講料は1時間当たり10,000円(消費税別)にて実施する。〕
- 当協会にて受講が困難な場合は、別途相談可。当協会から協会本部所属の講師(「本部講師」という)を外向・派遣することが可能である。当協会以外での受講の場合、受講料・出張経費等は相談のうえ決定する。

※ 認定講師は認定校内部の方に行っていただくことを基本としているが、難しい場合は当協会から本部講師を外向・派遣することも可能である。講師料は、1時間当たり5,000円(消費税、交通費別)以上からとする。講師料・出張経費等はコマ数や場所によって都度相談のうえ決定する。



一般社団法人 日本ファッションスタイリスト協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-18-8ニュー関口ビル4F

TEL:03-5464-0810 / FAX:03-5464-0790

Mail:info@stylist-kyokai.jp / 公式サイト:http://stylist-kyokai.jp/